

全医・病会議発第257号
令和4年2月14日

厚生労働省医政局長
伊原 和人 様
文部科学省高等教育局長
増子 宏 様

一般社団法人全国医学部長病院長会議
会 長 湯澤 由紀夫
同上 医学教育委員会
委員長 齊藤 延人
同上 共用試験検討委員会
委員長 佐藤 慎哉
(押印省略)

共用試験公的化の実施に関する要望

平素から当会議の活動に関してご支援賜り厚く御礼申し上げます。

昨年5月の医療法及び医師法の一部改正により、当会議がかねてから要望いたしておりました、医学生の臨床実習に関する法的根拠となる共用試験が公的化されたことについて感謝申し上げます。会員一同更なる医学教育の充実に努めてまいる所存です。

共用試験の公的化に伴う試験内容の充実が医道審議会医師分科会医学生共用試験部会において検討されるにあたり、試験実施体制の強化等を伴うことによる大学の負担増が懸念されます。診療参加型臨床実習の充実による我が国の医療向上に資するためには、国による支援が必要不可欠であることから、以下のことについて強く要望します。

記

1. (共用試験の受験資格)共用試験の実施は、厚生労働省令で定める機関と想定される「公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構」(以下「CATO」という。)が担当し、共用試験合格が診療参加型臨床実習への参加要件および医師国家試験の受験資格要件となるものと思料する。共用試験の受験要件につい

ては、大学が診療参加型臨床実習の実施に責任を負うことから、各大学が履修状況等を総合的に勘案して定める受験要件としていただきたい。この場合、共用試験の実施時期と大学での履修の進捗状況によっては、医師国家試験に見られるような「みなし受験」を可能としていただきたい。

2. (Student Doctor の称号)共用試験に合格して臨床実習に進む学生の名称は現在使用されている「スチューデント・ドクター(Student Doctor)」の名称が、患者も社会も理解していることから適切であり、従来と同様、名札型の認定カードも発行するようにしていただきたい。
3. (共用試験の実施時期について)Computer Based Testing (CBT)及びObjective Structured Clinical Examination (OSCE)の実施時期に関して、大学間で大きな開きがあると学生の成績に影響を与えうるが、各大学の独自性等の事情を考慮し、可能な限り、実施時期には幅をもたせていただきたい。
4. (OSCE の課題数増について)これまで OSCE の課題数は 6 課題程度であった。公的化にあたり 10 課題まで増やすのであれば、標準模擬患者(Standardized Patient:SP)や評価者等の試験に関与する人員の増員、試験会場の増設、試験期間の延長などが必要となる。SP の養成や評価者の増員には時間を要することを考慮すると、令和5年度は8課題から開始するのが適当である。10 課題実施となるまでには移行期間を設け、この間に以下に要望するような模擬患者の確保、評価者の確保、全国数カ所の OSCE センターの設置などの実施体制を充実させる必要がある。
5. (模擬患者の確保)OSCE 実施のための施設や SP の確保はこれまで各大学の自助努力に委ねられてきた。職員や学生がその役割の一部を担う大学もあった。公的試験化に向けて大学間の実施条件の均てん化のためには十分な人数の質の高い SP の確保が必要であるが、SP の条件が厳しくなるようであれば、各大学の自助努力だけでは支えきれなくなる。特に、自大学養成模擬患者(Simulated Patient)が OSCE に参加できないことや身体診察の模擬患者として医学生の参加を認めないとなると、ほとんどの大学で試験が成立しない。OSCE 実施に必要なとされる十分な人数の模擬患者の養成と派遣等に格段の配慮をいただきたい。
6. (評価者の確保)OSCE の内部評価者は大学病院に勤務する医師がほとんどである。OSCE の実施による診療業務への影響を避けるため、多くの大学は休日

に試験を実施しており、働き方改革に逆行する状況も懸念される。外部評価者についても、その人材の実質は他大学からの医師派遣であるため、大学の負担や時間外業務のさらなる増加を生ずると想定される。評価者について、必要な人材の確保や派遣のための体制整備を要望する。

7. (共用試験の実施にあたる教員・事務職員の確保) 共用試験の実施には、他にも各大学において試験全体をコーディネートする教員や事務職員が必要となる。運営に係る様々な経費等に関する各大学への財政支援を強く要望する。
8. (試験場設備の整備) OSCE の実施には、身体診察、医療面接を行うステーションが課題ごとに必要となり、部屋(ブース)の確保が重要となっている。評価の信頼性向上のためのビデオ録画(複数台)も求められる。ステーション等(モニター室、待機室、管理用モニターシステム等を含む)の整備に必要な財政支援を強く要望する。
9. (OSCE センター) 高い透明性を保った OSCE の実施のためには、全国に複数の「OSCE センター」を設置し、形式、条件を統一化するべきであり、質の高い SP の養成システムも整備が必要である。特に国際標準の12課題以上を実施するためには、「OSCE センター」の設置が必須である。
10. (財政支援) 評価者、模擬患者においても自大学での養成も必要であり、国としてこれらの養成や共用試験実施時の旅費や手当および運営に係る様々な経費等に対する財政支援を強く要望する。
11. (共用試験受験困難者への対応) 身体的障がい等により共用試験(特に、OSCE)の受験が困難あるいは不可能な学生に関して、各大学に求められる対応や医師国家試験の受験資格等を含めた対応について検討いただきたい。
12. (情報共有) 各大学においては、共用試験の公的化に関しての具体的情報が不足しており、速やかな検討と具体的な内容の提供を要望する。

以上